

令和 6 年 第 6 回定例会

道 志 村 議 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 10 日 開 会

令和 6 年 9 月 20 日 閉 会

道 志 村 議 会

令和6年第6回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 （9月10日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した者の職氏名	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○一般質問	9
長 田 和 夫 君	9
杉 本 孝 正 君	14
佐 藤 建 蔵 君	21
仲 井 義 晶 君	28
○散会の宣告	34

第 2 号 （9月12日）

○議事日程	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
○職務のため議場に出席した者の職氏名	36

○開議の宣告	3 7
○議事日程の報告	3 7
○承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
○議案第 4 5 号から議案第 5 0 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○散会の宣告	4 4

第 3 号 （9 月 2 0 日）

○議事日程	4 5
○出席議員	4 6
○欠席議員	4 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 6
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4 6
○開議の宣告	4 7
○議事日程の報告	4 7
○報告第 2 号から報告第 4 号までの報告、説明	4 7
○議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○認定第 1 号から認定第 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○日程の追加	6 0
○発議第 6 号の上程、説明、採決	6 1
○道志村選挙管理委員会委員の指名	6 2
○道志村選挙管理委員会委員補充員の選挙	6 3
○閉会中の継続調査について	6 4
○村長挨拶	6 5
○閉議の宣告	6 6
○閉会の宣告	6 6
○署名議員	6 9

道志村告示第 1 5 号

令和 6 年第 6 回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 6 日

道志村長 長 田 富 也

記

1 期 日 令和 6 年 9 月 1 0 日 (火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1 番 山 口 栄 一 君

2 番 佐 藤 進 君

3 番 長 田 和 夫 君

4 番 佐 藤 建 蔵 君

5 番 半 田 博 敏 君

6 番 佐 藤 広 一 君

7 番 仲 井 義 晶 君

8 番 佐 藤 真 澄 君

9 番 杉 本 孝 正 君

10 番 佐 藤 光 栄 君

不応招議員（なし）

令和6年第6回道志村議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年9月10日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 一般質問
-

出席議員（10名）

1 番	山 口 栄 一 君	2 番	佐 藤 進 君
3 番	長 田 和 夫 君	4 番	佐 藤 建 蔵 君
5 番	半 田 博 敏 君	6 番	佐 藤 広 一 君
7 番	仲 井 義 晶 君	8 番	佐 藤 真 澄 君
9 番	杉 本 孝 正 君	10 番	佐 藤 光 栄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	半 田 昭 仁 君
総 務 課 長	菅 谷 克 士 君	住民健康課長	山 口 かおり 君
産業振興課長	山 口 俊 一 君	ふるさと振興課長	金 子 尚 章 君
教 育 課 長	山 口 登 美 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 勇 樹 君

◎開会の宣告

○議長（佐藤光栄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和6年第6回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（佐藤光栄君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和6年第6回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第6回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙にもかかわらずご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、全国町村会では、7月4日に理事会を開催し、令和7年度政府予算編成及び施策に関する要望を決定いたしました。

私も、山梨県町村会長として参加している会ではありますが、35項目に取りまとめられたもののうち、大規模震災、豪雨災害などからの復旧、復興と、全国的な防災、減災対策、国土強靱化の強化や少子化対策等、子ども子育て政策の推進、教育政策などの推進などの、12分野について重点項目として取り上げ、国による万全な支援などを訴えております。

いずれの項目も、本村を取り巻く状況を見て重要な項目であり、これからも強力に取り組んでいくものであります。

国土強靱化においては、村と都留市を結ぶ防災トンネルの事業化や、国道や河川、急傾斜地の災害防止対策を、引き続き県に訴え、住民の皆様が安心安全に生活できる村づくりをこれからも進めてまいります。

また、村の大きな課題となっている少子化対策についても、令和6年より拡充して取り組んでいる村の子育て支援政策である道志村子育て支援パッケージを着実に進め、それらの取組について今後も広く周知していき、定住や移住を促進し、住んでみたい村、住んでよかった村を実現して、村の活性化に努めてまいります。

また、今年度より共用が開始された役場新庁舎については、職員や来訪者が快適に使用できる環境が整えられているとともに、村の防災拠点として機能を備え、住民の皆様の安心安全を確保することができました。

議員の皆様におかれましても、今後村の様々な施策にご理解いただき、引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。

さて、本定例会に付議します案件は、令和5年度決算の認定のほか、令和6年度補正予算、教育委員会委員の任命など、お配りした議案のとおりとなっています。

一般会計の決算につきましては、歳入総額29億2,112万1,000円と前年度と比較して7.9%の増、歳出につきましても28億4,777万6,000円と10.4%の増で、歳入歳出ともに役場庁舎建設に伴う費用が増加の主な要因となっております。

そのほか、補正予算などの議案の詳細につきましては、議案審議でご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくようお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（佐藤光栄君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤光栄君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（佐藤光栄君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和6年5月、6月、7月分の例月出納検査結果についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおりとなっており、請願第1号については、総務文教常任委員会に付託しますので、本会期中に委員会を招集し審議をお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長において今定例会に村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行いました。

次に、令和6年第5回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤進君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤進君。

〔議会運営委員長 佐藤 進君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 進君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和6年第5回定例会において、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、令和6年6月7日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月3日午後1時30分より、議員控え室において委員会を招集し、委員4名と議案説明のため総務課長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

決定された事項は、次のとおりです。

1. 本定例会の会期は本日より9月20日までの11日間とし、配付してある日程のとおりとすること。

2. 一般質問の通告者は4名です。

3. 請願、意見書について議題とすること。

4. 議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上の4項目について決定しました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

○議長（佐藤光栄君） 総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤建蔵君） 総務文教委員会の閉会中継続審査について、報告させていただきます。

令和6年第6回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、6月7日の本会議において議決された件について報告であります。

6月7日午前10時より、議員控え室において総務文教委員会を開催しました。委員5名全

員出席、職務のため議会事務局の出席がありました。

議題としまして、総務文教委員会の令和6年度の活動について検討いたしました。

7月12日午前9時15分に議会控え室において委員会を招集し、議長と全委員が出席、職務のため議会事務局長に出席をいただき、道志小学校・中学校を訪問し、児童・生徒の授業の様子や学校生活の状況を参観し、また、県の財政支援の下、令和のやまなし教育活動モデル推進事業への取組の概要についての説明も受けました。

また、委員会の閉会中の継続調査について申出いたしまして、所管事務の調査については今後も継続する調査をすることを決定いたしましたので、議会規定により議長に申出いたしました。

以上で総務文教委員会の閉会中の継続調査の報告を終わります。

以上です。

○議長（佐藤光栄君） 建設厚生常任委員長、佐藤広一君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤広一君。

〔建設厚生常任委員長 佐藤広一君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（佐藤広一君） 建設常任委員会の閉会中の継続審査について報告させていただきます。

令和6年第5回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、6月7日に、本会議において決議された件についての報告です。

1、6月17日午後9時より、議員控室において、建設常任委員会を開催しました。議長並びに委員会全員、議会事務局長の出席があり、室久保残土処理場の出水期における対応について林務事務所との治山事業等の協議の進捗、最新の災害のハザードマップの更新、道志湯薪ボイラーの薪不足について、4点を協議、検討の上、現場を視察、令和6年7月4日、産業振興課宛てに指摘事項について文書を提出し、8月8日回答がありました。

2、7月30日午後10時より、佐藤議員、長田議員、仲井議員、3名が出席し、社会福祉協議会において社会福祉協議会の実施している事業について研修を行いました。また、建設常任委員会では、今後も継続審査を要することと決定したので、所管事務の調査について会議規則の規定により閉会中の継続審査を議長に申し出しました。

以上で建設常任委員会の開催中の継続審査の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤光栄君） 広報常任委員長、佐藤真澄君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤真澄君。

〔広報常任委員長 佐藤真澄君 登壇〕

○広報常任委員長（佐藤真澄君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和6年第5回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、6月7日、本会議において議決された件についての報告であります。

6月10日午前9時30分より、議員控え室において広報常任委員会を開催いたしました。委員全員、議会事務局長の出席があり、その後、18日までの7日間において、道志議会だより第63号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、完成することができました。

6月27日、印刷が終了し、7月1日、各自治会長により配布していただきました。

7月16日午後1時30分から、甲府の自治会館において町村議会広報研修会があり、委員全員が参加しました。

9月3日午前10時より、議員控え室において委員全員、議会事務局長の出席があり、道志議会だより第64号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議しました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続審査の申し出につきましては、所管事務の調査について今後の継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申出いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（佐藤光栄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤光栄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第5番議員、半田博敏君及び第6番議員、佐藤広一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤光栄君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、先ほど議会運営委員長より報告があったとおり、本日から20日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの11日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐藤光栄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は4名です。

◇ 長 田 和 夫 君

○議長（佐藤光栄君） それでは、通告1番、第3番議員、長田和夫君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 3番、長田和夫君。

〔3番 長田和夫君 登壇〕

○3番（長田和夫君） おはようございます。着座でということですので、座らせていただいて、質問させていただきます。

早速、一般質問させていただきます。

まず1番、ふるさと納税の現状についてと展望についてという形で、担当課長のほうにお願いいたしたいと思います。

ふるさと納税は、納税と言いながら応援したい自治体に寄附するものです。

寄附をする側のメリット、利点としては好きな自治体に寄附できることや、特典がある自治体から返礼品を頂くことなどが上げられます。

自治体側は幅広く収入を確保できることに加え、特産物を返礼品にすることによって地域の消費を拡大するとともに、観光PRにもつなげることができます。

寄附金はだまかに3割が返礼品に充てられ、2割はふるさと納税サイトの手数料となりますが、残りの半分、これは全て自治体の収入になります。

ふるさと納税の納税寄附金はここ数年ほぼ横ばいに推移しています。ふるさと納税は自治

体の稼ぐ力が試されています。寄附額を増やすためには返礼品の品数を増やすことが重要で、地域の業者へのアプローチ及び新規事業への投資が必要となります。

道志のふるさと納税の現状はどうなっているか。また、担当職員は専任か、返礼品、品数、あと、村内の業者へのアプローチの方法、返礼品ラインナップの調整、あと、寄附した人のアフターフォローなどの現状をお伺いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、長田議員の質問にお答えいたします。

全国のふるさと納税受入額は年々増加し、昨年度は全体で1兆1,000億円を超えており、今後もさらに規模が拡大されることが予想されます。

ふるさと納税は、生まれ育った故郷や応援したい自治体に寄附を行うのが本来の趣旨ですが、魅力ある返礼品がそろそろ自治体に寄附金が集まっているのが実情であります。

村としても財源として活用できる寄附額を増やすため、全国の皆様が応援したいと思われる政策を行っていくことはもちろんですが、魅力ある返礼品を増やしていくのも急務であると考えております。

道志村の令和5年度のふるさと納税受入額は、2,487件5,497万7,000円であり、前年度とほぼ同等であり、今年度につきましては8月末現在、813件1,434万4,000円となっており、昨年度同時期よりは2倍程度増加しております。

職員体制ですが、基本、他の業務と兼務する担当1名で事務的な処理をしており、その上のグループリーダーが監督及び返礼品の担当をしている体制となっております。

返礼品数については、季節的なものもありますが現在約70商品160種類となっております。村内業者へのアプローチについては、既存業者へ新商品の拡充を依頼しているほか、村内の新規事業の情報収集を行っております。

寄附者へのアフターフォローとして、寄附のお礼状を送付する際、再度の寄附のお願いをいたしております。令和4から5年度につきましては、寄附件数の約15%の方がリピーターとして複数の寄附をしていただいております。

新規返礼品については、民間任せだけではこれ以上の返礼品の充実は図れないと村では考えております。

村としても、先行している多くの自治体を参考にしながら、来年度以降、新規返礼品の開発や拡充に関する補助事業の創設を検討していきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） ありがとうございました。

ふるさと納税ですが、専任ではないということでしたが、担当のグループだけではなくて、道志村の全体、役場、議員含めて皆さんで、このふるさと納税、1円でも多く寄附をいただけるよう皆さんで努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、鳥獣被害対策についてでございます。

鳥獣による被害は、農業者にとって経済的損失だけでなく、農業意欲の減退による農業放棄、離農につながるなど被害額以上の影響があります。生活圏内でも鹿の目撃情報が多く寄せられるなど、産業振興、安全安心な村づくりの面からも重要な課題であります。

村としても有効な対策を打つべく努力はされていますが、その成果と生息数の減少、被害の縮小は実感しづらく、ますます危機感が高まっている状況であります。

被害防止対策の3つの柱である、捕獲による個体群の管理、保護柵等設置による侵入防止、あと餌場、隠れ場をなくす環境管理を具体化するため、道志村鳥獣被害防止計画を作成されておりますので、これを踏まえて質問いたします。

まず1、令和5年度の捕獲計画に対しての総括について、担当課長、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、長田議員のご質問にお答えさせていただきます。

道志村鳥獣被害防止計画につきましては、令和3年度の被害の現状値を参考に、令和5年度から令和7年度まで、3か年計画を策定し様々な対策を講じておるところでございますが、その中で被害が多いニホンジカ及びイノシシの捕獲状況等についてお答えをさせていただきます。

令和5年度は、ニホンジカが捕獲計画数160頭に対し捕獲実績200頭、イノシシが捕獲計画数20頭に対し捕獲実績17頭でございました。

捕獲数につきましてはただいま申し上げたとおりでございますけれども、農作物等への被害の減少には至っていない状況でございます。

引き続き、道志村鳥獣被害対策実施隊との連携を行いまして、捕獲強化に努めていきたい

と考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） それでは、2点目ですが、銃器とわなを併用しているようだが、その効果はどうなんでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

ニホンジカとイノシシの捕獲につきましては、銃器とわな猟を併用して行っております。

銃器は、事故防止のため落葉期間を主に実施し、わな猟につきましては、被害の実態を考慮し、年間を通じた捕獲を行っておるところでございます。特に夏の期間にわな猟ができるのは効果があるというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） 次に、3点目になります。

令和5度から7年度までの新規侵入防止柵の整備計画がないようですが、その後の整備計画はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

道志村鳥獣被害防止計画策定時には新規侵入防止柵の整備計画はございませんでした。しかし、その後鳥獣被害拡大に伴いまして、本年度、白井平地区に侵入防止柵を整備する予定となっております。

村内においても道路等によりまして、侵入防止柵を設置できない場所もございますが、引き続き有効対策を行うための現地調査を行っていきたいと思います。

また、整備するに当たりまして有利な補助事業等の活用についても検討していきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） 次に、4点目になります。

道志村鳥獣被害対策実施隊との連携は強化されていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

道志村鳥獣被害対策実施隊につきましては、平成26年度に結成して以来、被害防止対象鳥獣の捕獲や捕獲活動が効果的に実施できるよう、各地域に設置してある防止柵の管理や、倒木等により防止柵が破損している箇所の情報提供を担当課であります産業振興課へいただきまして、早急な対応ができるよう連携を強化させていただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） 大体内容は分かって最後となるんですが、5点目、ここも非常に大事、近隣市町村との連携はどうですかということなので、道志村だけじゃなくて、近隣の市町村との連携をお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

広域的な被害防止対策等は重要であるというふうに考えてございます。引き続きではありますけれども、山梨県の計画を基に近隣市町村とも情報共有しながら連携を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 長田和夫君。

○3番（長田和夫君） 大体の鳥獣被害に対しては、被害防止計画作成どおりに今後も活動していただいて、もうちょっと鳥獣被害をないように、ぜひ努力していただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（佐藤光栄君） 通告1番、長田和夫君の一般質問を終わります。

◇ 杉 本 孝 正 君

○議長（佐藤光栄君） 次に、通告2番、第9番議員、杉本孝正君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 9番、杉本孝正君。

〔9番 杉本孝正君 登壇〕

○9番（杉本孝正君） それでは、一般質問をさせていただきます。

1問目、小・中学校の「令和のやまなし教育活動モデル推進事業」の取組は、本県では長崎知事の公約の下に、全国に先駆けて令和3年度より小学校に25人学級編制を導入、また、本村の小・中学校のように25人学級導入の影響が及ばない市町村に対しては、県の財政支援の下に「令和のやまなし教育活動モデル推進事業」、令和3年から「令和4年度先進的教育活動モデル事業」を展開しています。本村独自の魅力ある教育活動に取り組んでいると思います。

村議会総務文教常任委員会は、7月12日に小・中学校を訪問し、児童・生徒の授業の様子や学校生活の状況を参観し、また、両校の校長先生より本事業への取組の概要についても説明いただき、小・中学校の整えられた教育環境と教育内容の質の高さに感銘を受けたところであります。

つきましては、以下の2点についてお答えください。

1個目、本事業における自由進度学習に期待される成果は何か、そのために具体的にどのようなに取り組んでいるのか、担当課長、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 教育課長、山口登美君。

○教育課長（山口登美君） 杉本議員の自由進度学習に期待する成果等の質問にお答えします。

道志小・中学校では、令和5年度から「令和のやまなし教育活動モデル推進事業」において自由進度学習に取り組んでいます。

これまで行われてきた従来型の一斉授業では、子供達の学習力によって取り残されてしまったり、反対に足止めされてしまったりするというデメリットがありました。

こうした状況の中、自由進度学習を取り入れることにより、児童・生徒が自らの習熟度に応じて自分のペースで学習できるようになるとともに、教員が一人ひとりの子供に寄り添っ

た支援や指導ができるようになることから、取り残しのない確実な学力の定着が期待できるものと考えております。

そこで、この自由進度学習を充実したものにするため、1人1台端末や電子黒板、デジタル教科書等の充実したICT機器等を活用し、子供達自身がオリジナルな学習計画を立て、能力に応じた学びを進めていくことができるよう、学習方法の多様化に取り組んでいます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） 丁寧な説明ありがとうございました。

自由進度学習で、今までと違った学習方法で、生徒の伸び率というか成績はどのように採点するのですか。教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 教育課長、山口登美君。

○教育課長（山口登美君） 成績につきましては、単元内といいまして、学習には単元というものがございます。例えば、掛け算、割り算ですとか、そういった単元内でテストを行いまして、先生がそこで評価をするという形になっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） ありがとうございました。

10月16日に「令和のやまなし教育活動モデル推進事業」で公開授業があるそうなんですけど、どのような授業をするのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 教育課長、山口登美君。

○教育課長（山口登美君） 10月16日に行われる予定になっております公開授業は、中学校の授業になります。中学校でも異学年交流において教育をするという協働的な学び、また、個別最適な学びというものを実感できる取組を中学校でも行っておりますが、中学校のほうでも単元内自由進度学習というものを取り組んでおりまして、そちらの授業の内容をご覧くださいたく予定となっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） ありがとうございます。

再々質問まで終わりましたので、次の質問にいきます。

本事業をより有効的に活用するためには、学校の指導体制と実際に授業を行う教員の高い指導力が必要であると考えます。

小・中学校の指導体制の充実に向けてどのように取り組み、個々の教員の指導力をどのように高めていくのか、教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 教育課長、山口登美君。

○教育課長（山口登美君） 小・中学校の指導体制の充実等の質問にお答えします。

自由進度学習をいち早く提唱した大学教授や、この授業の専門である県教育庁の指導主事などを招聘し、必要な助言、支援を受けるとともに、道志村教育協議会や校内研究会を開催し、指導上で必要となる情報の共有を図っています。

こうした取組を進めながら、小・中学校が連携を図る中で、全職員が一丸となって指導体制の充実に取り組んでいるところです。

その上で、教員ごとに研究授業を実施させ、その様子を全ての教員が観察し合い、相互にアドバイスや指摘を行うことによって、教員の指導力の定着とより一層の向上に取り組んでまいります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） 再質問になります。

今、教職員の異動が2年で入れ替わるような早い入替えになると思うんですけど、その辺で指導力の低下とか指導力がうまくいかないようなことはあるんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 教育課長、山口登美君。

○教育課長（山口登美君） 現在、教職員の異動というところの点では、継続した教職員と生徒の関わり、児童・生徒との関わりというものが短期間になってしまうというところが、まず懸念されます。ただ、若い先生方がおいでになるということで、とてもやる気に満ち溢れ

ている方々が多くいらっしゃいます。

今回、令和のやまなしで実施しておりますこういった授業の内容につきましても、山梨県内でも先進的な取組というふうに私たちも捉えております。また、教職員もそちらの道志小・中学校両方で行っている連携授業に関しまして大変関心も高く、先生方もその取組に本当に全力で頑張っているところでございます。

指導力の面では経験値というところで不足しているところもあるかもしれませんが、そういった部分を学校の管理職等も含めてサポートしていきながら、学校の教育環境を充実させるという形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） 再々質問になりますが、若い先生で全力的に良い授業をしているようなんですけれども、2年で入れ替わることが、もう少し長くなれるような、3年、4年いられるような体制づくりというのはちょっと無理なんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 教育課長、山口登美君。

○教育課長（山口登美君） 2年のサイクルといった異動につきましては、現在、教育長が山梨県の教育長部会等がございまして、山梨県の教育委員会連合会もございまして、そちらのほうに、国・県のほうに要望を出しております。

新規の、そういった新しい職員の入れ替わるサイクルというものはあろうかとは思いますが、道志村の子供たちの教育のために、もう少し長い期間いていただきたいということで、今現在、要望を出しているところです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） ありがとうございます。

今、移り変わりの激しい世の中ですので、グローバルで働けるような人材をぜひ育てていただきたいと思います。

2番目の質問に移ります。

環境整備計画は、本村は、大部分が山に囲まれ、春から夏にかけては山々が新緑に覆われ、

秋には紅葉により色づき、風光明媚で四季の彩りの豊かな村であり、「人と自然が輝く水源の里」に向けて村づくりを行っていますが、昨今の現状を見ますと、村道、農道等脇の立木が大きくなり道を覆っている状態が多々見受けられます。

また、山林は整備が行き届かず、山々には新緑の中にナラ枯れによりくすんだ茶色が目立ち景観を損ねていますが、山の中腹等、林道も入っていないようなところもあり、対策に苦慮しているところだと思われますが、今後の対策をどのように考えているのか、次の3点についてお答えください。

1つ目、国道、県道は県の管轄だと思うのですが、村の管轄である村道、農道への整備計画はあるのか、また道路脇の立木伐採等の対応はどのように考えているのか、お聞かせください。

担当課長、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、杉本議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、村で管理している村道は99路線、農道につきましては84路線でございます。定期的に巡回パトロールをしながら、舗装等の状況を確認し、順次整備を行っています。

また、道路脇の立木伐採につきましても、水源基金や森林環境譲与税等を活用し、順次作業を進めております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） 再質問になりますが、村道、農道の修繕基準ってどういうふうになっていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 修繕基準につきましては、まず民家等に近い道、その傷みもしくは、そこにかかった倒木等がありましたら、そこは順番、大至急と言いますか、順位の高い修繕が必要かなと考えております。

先ほど申し上げましたように、村内パトロール強化した中で、そういったところを早急に発見した上で、村民の方が安全に道路を通行できるように、順次作業を進めているところで

ございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） 再々質問になりますが、道路脇の立木なんか、個人所有のものが多いような気がするんですけど、その辺の指導とかはどのようなになっていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

基本的には、立木につきましては個人所有のものが大半かと思います。個人の方がご自分で伐採等をしていただくようお願いはさせていただきますけれども、なかなか、高齢化等も進む中で自分では伐採ができないとか、もしくは緊急車両が通るような場所につきましては早急に対応をしなければいけないというふうに考えておりますので、先ほども言いましたように、個人所有の方に依頼をかけて切っていただくのは大前提ではございますが、どうしても無理な場合につきましては、村のほうで業者に依頼をかけた中で伐採等を進めさせていただいている状況でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） 再々質問まで終わりましたので、次の質問に移ります。

大部分が個人所有の山林だと思うが、村としてナラ枯れしている木の伐採への補助金制度等の対応をどのように行っていくのか、お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

村では、令和2年度よりナラ枯れ対策事業として被害木調査及び駆除等の対策を行っております。

補助金制度等につきましては、他市町村の事例を参考に必要性等について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） その補助金等を出すようなことになっているようなんですけど、村民への周知ってどの程度行われているか、村民にどのような形で知らせているのかというのをちょっと聞きたいんですけども。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 補助金につきましては、まだ道志村としては制度は設けてございません。今後、他市町村の事例を参考にしながら、必要かどうかを検討させていただきたいというふうに考えております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） すいません、ありがとうございます。

次の質問に移ります。

森林譲与税、水源基金の活用はできないのか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

現在、村が行っているナラ枯れ対策事業につきましては、県補助金及び森林環境譲与税を活用させていただいております。

水源基金の活用につきましては、必要性も含めまして今後検討をさせていただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） 再質問となりますが、森林環境譲与税はいろんな制限があって、勝手に使えないようなことを聞いたんですけども、山の整備とかにどのくらい使えるものなのか教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 森林の整備についてどれだけ活用できるかという、ほとんどの事業につきましては、この譲与税が活用できるかなというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） 再々質問なんですけれども、森林環境譲与税は基金でお金が少し貯まった、いっぱいたまっているような気がするんですけども、その使い道ってこれからどのようにするのか、教えてもらっていいですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

森林環境譲与税につきましては、一度基金に積まさせていただきますして、毎年森林整備に係る事業に充当させていただいております。

今後もこの森林環境譲与税、それから先ほども言いました水源基金、こちらを活用させていただいた中で、森林整備をさらに強化もしくは事業を展開、計画していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 杉本孝正君。

○9番（杉本孝正君） ありがとうございます。

本村は、環境整備で観光客が来るような気がするので、環境整備の充実をますます図っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤光栄君） 通告2番、杉本孝正君の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 建 蔵 君

○議長（佐藤光栄君） 次に、通告3番、第4番議員、佐藤建蔵君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 4番、佐藤建蔵君。

〔4番 佐藤建蔵君 登壇〕

○4番（佐藤建蔵君） 道志の湯まきボイラー供給について質問をさせていただきます。

道志の湯がまきボイラーを導入時から12年間、NPO道志森づくりネットワークが提供してきましたが、1月に見積り金額388万円を提出し3月の定例会で認められ当初予算に計上

されましたが、令和6年7月1日に株式会社どうしと運営業務委託契約を締結した、このことについて経緯と状況の説明をお願いいたします。

担当課長、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年3月定例議会におきまして当初予算として議決をいただいた内容は、議案第25号の令和6年度道志村一般会計予算でございます。

そして、その中の林業振興費における村単独の委託料は388万1,000円とあります。

こうした中、当初予算編成の際にNPO法人道志森づくりネットワークから見積書をもらったことはありますが、執行段階において契約先が見積りをした相手先でなければならないということではありません。

そこで、執行に当たっては、契約先が年間に必要となるまきを生産することができるかどうか、その委託額はどの程度になるかなどを総合的に検討した上で、村として少しでも有利な相手方と契約を締結することといたしました。

この結果、これまで委託してきたNPO法人道志森づくりネットワークに比べ、年間におおよそ2倍のまきの生産が可能であり、1年間に必要な量を確保できること、そして、今まで道志の湯はNPO法人道志森づくりネットワークよりまきを仕入れておりましたが、直営方式を取ることでその生産にかかる経費を抑えられることなどから、株式会社どうしを選定し、契約を締結したところでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤建蔵君。

○4番（佐藤建蔵君） 大変、説明ありがとうございました。

一般的にですけれども、森づくりネットワークのほうも10年以上同じ作業を続けてまきのほうを納入してきたわけですが、普通、この10年納入してきて1月に見積りを出した時点で、会社側も考慮してコストダウンを考えた上で、これでは来年度からは更新はできないとか、例えば前回納入していただいた製品に不備があったから更新はできないとか、それなりの何らかの理由をもって納入業者のほうに説明があって、こういう形で更新はできませんよというふうなものの対応が役場として正しいような気がするんですが、この流れから聞

きますと、毎年1月に見積りを出して3月、4月で更新手続を結びまして、10年以上供給をしていたと確認は取れているんですが、今回に限りまして4月になっても5月になっても更新手続も交わさず説明もなく、何の落ち度もないのに事業契約先を替えたということですね。

その理由、経過についても業者のほうに何らかの説明もないのはどうかと思うんですけれども。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 4月、新年度に入ってからNPO法人道志森づくりネットワークの事務局とも何回も協議をさせていただいております。

やはり、一番大事なのは道志の湯のまきの必要量、これが年間約600立米でございます。NPO法人道志森づくりネットワークと協議する中で、やはりこの量を出荷するのは厳しいという協議内容でございます。

道志の湯としましても、経費を抑えるために、A重油の代わりにできるだけまきを供給していただき、それを使用し経費を抑える中で道志の湯の経営を安定させていくということが今大前提、非常に重要なことだというふうに考えております。

そんな中で、もう一つ、株式会社どうしとも協議を進めてまいりました。そちらで、先ほども申し上げましたように、直営という形で、株式会社どうしでまきを作る作業員を採用しそこで作業をすることで、まきを今までNPO法人道志森づくりネットワークにまき代を経費としてお支払いをさせていただいた分がなくなるということで、経費をその分抑えられる、それが現状で考えたときに、この木の駅の運営をしっかりと継続していく一番良い方法ということで、役場のほうと各業者とも検討させていただいた結果でございます。

それを踏まえた中で、ちょっと時期はずれましたけれども、令和6年7月1日に株式会社どうしと業務の契約を締結させていただいたというのが経緯でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤建蔵君。

○4番（佐藤建蔵君） ありがとうございます。

説明は非常に分かったんですけれども、3月の定例で380万予算を計上されて、それが施工されなかったという事実と、7月4日に建設厚生委員会から指摘があつて、先ほど回答を8月8日にいただいたというふうに聞いたんですけど、それ以降に経常予算で認められた388万が、予算は計上されたんですけどそれが結局7月1日までの提携の期間にその予算が

なくなったとか、そういう報告は議会等にはなかったんですけど、そういう報告義務はないものなんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 3月の定例議会当初予算におきまして388万1,000円の予算を議決いただきました。4月以降の執行ではありますが、協議期間がございまして、6月の定例議会のときにはまだご報告ができない状況でございましたので、その後、建設厚生常任委員会のほうから文書でいただきまして、ご回答させていただいたところでございます。

内容につきましては、先ほど申し上げましたように、令和6年7月1日から株式会社どうしと木の駅の運営業務に関しての契約を締結させていただきましたということで、ご報告をさせていただいたところでございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤建蔵君。

○4番（佐藤建蔵君） ありがとうございます。

再々質問まで終わりましたので、次の質問をさせていただきます。

質問内容は、コンビニエンスストアの進捗状況は、コロナ感染も2類から5類に移り、平日でも来村する車も多く見られるようになりました。来村された方に「近くにコンビニはありますか」と数回尋ねられました。村民も非常に注目、期待していますコンビニエンスストアについて質問します。

最終的に、どこのコンビニエンスストア・チェーンになったのか、出店場所はどこなのか、今年度の開店は大丈夫なのか、開店に向けての業務体制・従業員の雇用は、上記について説明を、担当課長、願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、佐藤議員のコンビニエンスストアの進捗について、質問にお答えいたします。

まず、出店するコンビニエンスチェーンにつきましては、ローソンに決定いたしました。ファミリーマートとも協議を行ってまいりましたが、年1,500万円を超える配送料の負担が大きく、追加費用が発生しないローソンを選定いたしました。

次に、出店場所についてですが、やまゆりセンターから相模原方面に約300メートルほど

進んだ釜之前地区の国道沿いの山側の空き地に決定いたしました。村内にコンビニ側の出店基準を満たす場所は少なく、地主の理解や事業執行までに期間を要する農振農用地以外などを加味して同地を選定いたしました。

営業開始時期につきましては、現在のところ令和7年6月を予定しております。事業を開始し、開店時期のめどが立ったところで予算の繰越手続を行います。

業務体制についてですが、公設民営方式となります。村で整備を行い、店舗の運営については株式会社どうしが行います。今後、開店時期が確定しましたら従業員及びパートの募集を開始したいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤建蔵君。

○4番（佐藤建蔵君） 先ほどの質問には的確に答えていただきまして、ありがとうございます。

それに関してですが、関連してですけれども、コンビニエンスストアを開店するに当たり既存の商店の対応と、土地所有者への説明、交渉はどうなっているか、それと出店予定地は川原畑地区と聞いているんですけど、その出店予定地は簡易水道が通っていない地区なので、先日の上下水道委員会でやまゆりセンター入り口付近から津久井方面への国道を450メートル近く掘削し、75ミリ管を埋設し消火栓を立ち上げるという説明を聞いたんですが、工事予定費が3,750万円かかると聞いています。当初予算の1億1,995万1,000円の予算に盛り込まれているのでしょうか。

お答えをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、既存商店の関係ですけれども、村でも地域の買物環境として既存商店の重要性は認識しております。本事業により少なからず影響を受ける既存商店には、先週訪問いたしまして事業の説明を行いました。その際、本事業に関し一定のご理解をいただいております。

また、土地の関係ですけれども、一番大きい店舗が立つ予定の下の方の土地の所有者とは、8月に土地の賃貸借契約を結びまして、9月1日から村のほうで賃貸借となっております。

す。そのほかの土地所有者に関しましては、一応お話はしておりますのでこれから契約のほうをしていくところでございます。

また、水道の事業費が当初予算のコンビニの1億何千万のところに入っているかというご質問でしたが、そちらは入っておりません。この9月の補正予算により、水道特別会計のほうに予算を補正予算として、こちらのほうに提出する予定です。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤建蔵君。

○4番（佐藤建蔵君） ありがとうございます。

出店予定地の川原畑地区というんですかね、あそこの出店予定地区も近くを川原畑地区の水道が通っているんですけれども、その水を引き込む独自の滅菌装置をつければとは思いますが、ちなみに滅菌装置の値段は20万円程度で済むというふうなことでなっています。

川原畑地区においては川原畑地区簡易水道施設推進委員会というものがあるんですが、平成26年1月8日に川原畑地区住民の署名を取り、川原畑地区簡易水道施設推進委員会会長、佐藤喜章名で道志村村長長田富也殿に陳情書を上げてあります。

今回の簡易水道工事を機に、川原畑地区に簡易水道を布設する予定があるのか、もしあるんでしたら川原畑住民としても非常に喜ばしいことなんです、川原畑簡易水道構想が村としてあるかないかというふうな質問と、ないんでしたら工事を要する日数及び費用から見て、地区の水道を利用することも検討する必要があるのではないかと思います。村の方針をお聞かせ願いたい。

担当課長、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

まず、簡易水道施設を川原畑地区に整備する予定があるかというご質問がありましたけれども、今のところ整備予定はございません。

もう一つ、コンビニを整備するに当たりまして、川原畑地区にある簡易水道を使わずに神地川原畑給水区、いわゆる神地地区にある浄水場から引っ張ってくる、なぜその水を使うかということですが、コンビニにつきましては、観光客もしくは村民の方、多くの方が利用する施設でございます。

それから、施設内で調理を行いましてお客様にご提供をさせていただくこともございます。ですので、より高度なといいますか、処理を行った水が必要不可欠でございますので、神地浄水場から、途中やまゆりセンターの先から、そこまで管が来ていますので、そこにつないで475メートル管を伸ばしていくという計画でございます。

この神地浄水場につきましては、UF膜という膜処理を行っておる浄水場でございます。微粒子とかバクテリアとか、高分子の除去が可能な膜、施設でございますので、安心な水がご提供できるのではないかとということで、やまゆりセンターのところまで来ている管につないだ上で、コンビニの予定地であります釜之前地区まで475メートルを伸ばしていくという計画を立てさせていただきました。

先ほど申し上げましたように、予算についても、本議会において3,750万円を計上させていただいておるところでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 佐藤建蔵君。

○4番（佐藤建蔵君） ありがとうございます。

再々質問まで終わったから終わるんですけども、今現状、川原畑地区の水道で道志村保育所のほうにも供給されています。独自の滅菌装置をつけてあそこでも園児に調理を与えている状況で、何ら問題はなかったと思います。

過去を振り返れば、櫛沢水道供水所が不備な時期がありまして、その時期にO-157が騒がれていまして、その櫛沢の水を道志村の給食センターに供給していたんですけども、そこが良くないというふうな、その水が良くないということで川原畑の水を川原畑消防が独自に河川を張り供給をして、村が1か月、2か月でいいから供給をしてほしいというふうなことで実際したんですけども、村でボーリングしたんですけどいい水が出なくて、結局1か月、2か月が半年になり1年になり、2年の上、供給をしてなんら問題もなく給食センターのほうも子供にも問題なく、供給された事実がありますから、私もこの再々質問で上げました川原畑の簡易水道、水質検査してもすばらしい水というふうなことで今も提供されていますので、費用面を考えてこれがどうかというふうなことを提案させていただきました。

再々質問が終わりましたので、以上をもちまして、私からの一般質問を終了させていただきますが、慣れない質問にもかかわらず、ご丁寧な回答を各担当の課長さん、いただきましてありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（佐藤光栄君） 通告3番、佐藤建蔵君の一般質問を終わります。

◇ 仲 井 義 晶 君

○議長（佐藤光栄君） 次に、通告4番、第7番議員、仲井義晶君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 7番、仲井義晶君。

〔7番 仲井義晶君 登壇〕

○7番（仲井義晶君） 2問、質問したいと思います。

1つは、高齢者の移動手段についてということで質問ですが、道志村の人口動態、アンケート等で調査したのを見ましたが、現在の道志村の高齢者の人口動態は、65歳以上では41.3%、後期高齢者の人口は20%に及んでいます。特に後期高齢者の深刻な問題は、村外への通院、買物などへの足の確保に不便をきたしています。22年度に道志村で、公共バスに対するパスポート補助金、また、福祉タクシーの利用料を村民に提供していただきましたが、むしろみんなで助け合うオンデマンド交通を普及するために早急に検討すべきと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 仲井議員の質問にお答えします。

村には路線バス以外の公共交通機関はありません。

こうした中で、村民の皆さんには自助・共助を礎にしながら、足の確保という課題に懸命にご尽力いただいていたところでございます。

こうしたことを踏まえた上で、村としては、4年度には福祉タクシー利用助成事業を、6年度には高齢者外出支援事業をそれぞれ導入し、高齢者の利便性の向上に取り組んでまいりました。

まずは、これら公助による事業の推移を見守りながら当該事業の検証作業を行い、村民ニーズがどこにあるのか、その把握に努めていくことが肝要であると考えています。

したがって、村としてはオンデマンド交通について早急な検討は考えておりません。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 再質問をお願いします。

今、村長からご発言がありましたが、2022年2月に福祉タクシーの補助制度、昨年のパスポートを促すパスポート補助金制度の決定など、前向きに考えておられることは成果に当たると思います。

ただ、道志の現状考えた場合、住民健康課で策定しました住民へのアンケートを見直したところ、令和4年1月31日から2月15日に行った道志村総合計画及び道志村人口ビジョンで、道志村に在住する18歳以上の村民1,000人から無作為抽出したアンケート結果を見たところ、1,000人のうち回収率が47%ということで、その中の項目で、「道志を住みやすいところとを感じる」あるいは「住みにくいところとを感じる」という項目がございました。

そのデータ結果を見たところ、道志を住みにくいと感じる人が43.8%、約206人、それから住みにくいと感じるというのは54%、254人ございました。住みにくいと感じる11項目の中の上位3つ、これは複数項目の選択ですが、1番が「買い物が不便」というのが52%、2番「交通が不便」というのが46%、それと「老後の生活が不便」というのが20.7%ございます。ほぼ自由に乗れる車がなくては住みづらいといった本音が認められます。

また、昨年9月1日から9月25日まで、65歳以上の方全員570人中360人から回収して56.9%ございます。これを対象にされた介護予防日常生活圏調査の外出移動手段調査を見たところ、自分で運転して行くのが72.1%、236人、それから徒歩、徒歩というのはよく分からないんですが27.9%、これは91人ございます。それから、人に乗せてもらって出かける、外出するというのが27.3%（89人）、路線バスを利用するのが3.1%ということですね。路線バスの利用が非常に低調ということが、昨年のデータで出てきております。

これをどうするか、分析するかということですが、現在、福祉タクシーは身体・精神的障害者あるいは要介護者に限られて、バスは国道までの徒歩が高齢者にとっては厳しい、病院などの予約の時間的制限があり、帰る時間も分からないではどうしても利用しづらいなどの理由があると思っています。ほとんどの高齢者は、自分で運転するか、人を頼って乗せてもらうしかないというのが現状だと思います。

改めて村長にお聞きしますが、現状のパスポートあるいは福祉タクシーの利用ではなかなか村民の理解は得られないと思うんですが、その辺の考えをお聞きしたいです。よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この再質問の答えは、担当課長から。

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、再質問についてお答えいたします。

ただいまの仲井議員の各アンケートを利用してそういった必要としている方が多いのではないかという話で、それを解消するためにデマンド交通のほうを導入が必要ではないかという趣旨の質問だと思いますので、お答えさせていただきます。

まず、デマンド交通の導入に向けては、既存の公共交通機関との調整や合意形成、事業主体となる会社等の設立や運営の在り方、さらには大きな財源負担が想定されることから、その支援の方法や財源確保の見込みなど、複雑多岐にわたる幅広い検討が必要となります。

そこで、今のところ村としましては、いろんな事業の推移を見守りながら、検証作業を行った上で、さらなる村民ニーズ、来年度総合計画の見直しもごございますので、そういったところで再度アンケート等でニーズをはかりながら、そのニーズが多いようでしたらまたそういったことを考えていかなければならないということを考えておりますので、今のところそういう状況でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 再々質問になります。

今現在、山梨県内でオンデマンド交通を、社協やNPOが進めているところは多くございます。

道志でも2014年に6月議会で、村長は運営主体があれば実現可能との回答をいただいております。それから約10年近くになるんですが、実態としてはなかなか進んでいないという、今その総合計画の見直しをするということと、支援する方法を模索しながら検討することは多いというふうにお伺いしたんですが、実際この10年間、やっぱり何をしてきたかということとを改めてお聞きしたいのと、あと、できれば今、福祉タクシーの健常者への半額補助は実行されていますが、むしろあるものをできるだけ活用できるような方法、例えば健常者が通院、買物をする場合に、そういう福祉タクシーの需要も考えてはどうか、いわゆるしっかりした足の確保をできることから再度検討をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺の回答をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） それでは、私のほうからは、福祉タクシーが健常者まで利用拡大できないかということについて、まずお答えをさせていただきたいと思います。

福祉タクシーについては、運送業の許可のほう福祉タクシーということで、こういった条件つきの方を乗せるということで運行許可のほうを取っておりますので、そこを健常者まで広げるということとはできないというふうに考えております。

健常者の足の確保につきましては、村としても課題というふうに捉えておりますので、令和6年度においては、仲井議員のおっしゃるとおり高齢者の外出支援事業のほうを始めさせていただきまして、現在のところで6名の方が申請のほうをしていただいておりますので、こちらのほうの広報に努めるとともに、自分の足でバスを使って歩ける高齢者のほうを増やしていきたいというふうにも考えております。

私のほうからは以上になります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 再々質問をやりましたので、これについてはさっきのアンケートの回答を、調査で色々考えましたけれども、とにかく村民がなかなかバスを利用するというのが難しい状況でもあるので、その辺のところを考慮した上で、できれば今あるものをどういうふうに活用していくか、あるいは健常者、道志村独自の予算でもそれはできないのか、制度的にそれを道志村独自の事業として制度を見直しをやってはどうかというふうな考え方もあるんですが、午後からできればそういうところを少し質問したいと思いますのでよろしくお願いします。

一応、移動手段については終わりにさせていただきます。

居宅支援事業について、訪問介護事業所開設についてですが、令和6年10月に新規事業として、社会福祉協議会を拠点に居宅介護支援事業を立ち上げることになる聞いております。これまでの下地区限定の訪問介護を上地区にも広げるということで、道志全体の介護サービスの充実が期待されます。

しかし一方で、準備段階の人員確保が開設に必要な常勤換算2.5人に届かず、10月開設には不安な要素を抱えているとも聞き及んでいます。現在の進捗状況をお聞かせください。担当課長にお聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 仲井議員の質問にお答えします。

村では、高齢者に対する福祉サービスの向上を図るため、社会福祉協議会に対し、訪問介護事業所の設置・運営のための経費を補助しております。

そして、社会福祉協議会においては、10月からスタートできるよう規約や定款の変更等必要な手続きを行ってきたところです。

現在、運営に必要な職員の確保に向けて募集を行っているところであり、村では当協議会の取組を積極的に支援しているところです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 社会福祉協議会を中心に介護事業を立ち上げているということですが、実際今、常勤換算2.5人というのを確保されているのでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 常勤換算2.5人の確保については、今できていない状況になります。常勤換算2.5人をクリアするためには1名のヘルパーの確保が必要になりますので、これまでは社会福祉協議会だより等におきまして、人材確保ということで公募のほうを行ってまいりました。

村内での人員確保に努めてまいりましたが、今後はエリアを拡大しましてハローワークですとか県社協の人材バンク等を活用することを、今準備を進めているところでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） 今、山梨県下で27市町村ありますが、事業所がないのは山中湖と忍野と道志村の3村ということで、非常に運営の期待が高まる一方、なかなか難しい現状があるということも理解しております。

ただ、事業所を立ち上げる際に、道志村にはデイサービスという事業所がございますが、

そことのタイアップを普通は考えていくと思うんですが、社協を中心にした事業所を立ち上げる、これは住民健康課と社協の独自の案件ということでしょうか。あるいは、道志村のいろんな関係団体や関係者、あるいはその他有識者で十分検討した結果でしょうか。その経緯をお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 道志村のデイサービスセンターのほうを、先にそちらのタイアップを考えるのが早急ではないかというご意見だったと思います。

そちらにつきましては、平成福祉会のほうが運営しておりますけれども、平成福祉協議会のほうとも訪問介護事業所ほうができないかということでお願いしてきた経過もあります。そちらのほうができないという回答でありました。

今まで、都留市ですとか、富士吉田市にある訪問介護事業所のほうが道志村のほうに入ってきていただいていたんですけれども、そちらのほうも人材不足等を理由に道志村への訪問介護のほうはできないということで、回答をいただいております。

今道志のほうに入ってきている事業所につきましては、相模原の青根地区のほうにある事業所1社のみとなっておりますので、デイサービスを行っております事業所の平成福祉会と協議を行った結果、そちらのほうができないという回答でしたので、いよいよ社会福祉協議会のほうで立ち上げるほかはないという考えのところで、今進めているところでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 仲井義晶君。

○7番（仲井義晶君） これ再々質問でしたっけ。

○議長（佐藤光栄君） そうです。

○7番（仲井義晶君） 分かりました。

なかなか現状として難しいのは、介護事業所はこのところ介護報酬の3%減収で倒産している施設が非常に多いというふう聞いており、また、介護福祉士の高齢化、非常に人不足が懸念されているということが、今の社会の中で非常に大きく流動的に動いているという状況なんですね。

それで、今立ち上げるというのは非常に難しいことだと思いますが、やはりこれは必ずやってもらわないと、今後高齢化が2025年を境にピークにどんどん増えていくという状態なの

で、やはり村民は住み慣れた地域で自分らしい生活を、人生を全うさせたいと思っているし、それも住民健康課の言うように支え合う地域の共生社会の実現を進めていくということが、道志村にとっての今後の発展に大きく寄与すると思っております。

そのために、訪問介護、今回は訪問介護ですが、実際には訪問看護あるいはデイサービス、診療所等の横の関係強化を含めた道志村独自の介護医療体制をこの段階でも考え、そこに村民の協力体制として支えることを構築していく必要があると思いますが、そういった考えも含めて、今後の展望を聞きたいんですが、いかかでしょうか。住民健康課長。

○議長（佐藤光栄君） 駄目です。

○7番（仲井義晶君） 駄目ですか。はい、分かりました。質問を変えてよろしいですか。

○議長（佐藤光栄君） もう提出した質問は終わっています。再々質問まで終わっています。以上で切ります。

○7番（仲井義晶君） はい、分かりました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤光栄君） 通告4番、仲井義晶君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐藤光栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

（午前11時38分）

令和6年第6回道志村議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年9月12日（木曜日）午後2時開議

- 第 1 承認第 4 号 専決処分の承認について
(令和6年度道志村一般会計補正予算（第2回）)
- 第 2 議案第45号 令和6年度道志村一般会計補正予算（第3回）
- 第 3 議案第46号 令和6年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第 4 議案第47号 令和6年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1回）
- 第 5 議案第48号 令和6年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第 6 議案第49号 令和6年度道志村管理水道事業会計補正予算（第2回）
- 第 7 議案第50号 令和6年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第1回）
- 第 8 議案第51号 工事請負契約の締結について（大室橋耐震補強修繕工事）
-

出席議員（10名）

1 番	山 口 栄 一 君	2 番	佐 藤 進 君
3 番	長 田 和 夫 君	4 番	佐 藤 建 蔵 君
5 番	半 田 博 敏 君	6 番	佐 藤 広 一 君
7 番	仲 井 義 晶 君	8 番	佐 藤 真 澄 君
9 番	杉 本 孝 正 君	10 番	佐 藤 光 栄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	半 田 昭 仁 君
総 務 課 長	菅 谷 克 士 君	住民健康課長	山 口 かおり 君
産業振興課長	山 口 俊 一 君	ふるさと振興課長	金 子 尚 章 君
教 育 課 長	山 口 登 美 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 佐 藤 勇 樹 君

◎開議の宣告

○議長（佐藤光栄君） これより本日の会議を開きます。

（午後 2 時 0 0 分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤光栄君） 本日の議事は、配付してあります日程表第 2 号のとおりであります。

◎承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第 1、承認第 4 号 専決処分の承認について（令和 6 年度道志村一般会計補正予算（第 2 回））を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 承認第 4 号 専決処分の承認についてご説明いたします。

令和 6 年度道志村一般会計補正予算（第 2 回）については、6 月議会定例会終了後、歳入歳出予算において補正の必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 17 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものであります。

補正の内容は、第 1 条、歳入歳出予算で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 852 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 25 億 6, 119 万 7, 000 円とするものです。

歳入の内容は、国庫支出金で総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 852 万円の増額、歳出においては、1 款総務費の政策費において、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯を対象に、1 世帯当たり 10 万円の給付金を支給する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で 150 万円の増額、令和 6 年分で所得税 3 万円、個人住民税 1 万円の減税を行う事業で、減税し切れない額がある納税者に、村から差額分を給付する事業のシステム改修費に係る委託費及び給付金に係る負担金で 702 万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議の上ご承認を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤光栄君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより本案件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認について（令和6年度道志村一般会計補正予算（第2回））は原案のとおり決定しました。

◎議案第45号から議案第50号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第2、議案第45号 令和6年度道志村一般会計補正予算（第3回）から、日程第7、議案第50号 令和6年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第1回）までの6案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第45号 令和6年度道志村一般会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。令和6年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましては、第1条歳入歳出予算で既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,285万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億405万4,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、10款地方特例交付金で、額の確定により67万9,000円の減額、11款

地方交付税の確定により3,734万2,000円の増額、14款国庫支出金で、児童手当法の改正に伴う児童手当支給額の増加により、国庫負担金の増額及びシステム改修に係る補助金が増額し523万2,000円の増額、15款県支出金でも児童手当県負担金が増額し38万2,000円の増額、18款繰入金では、観光施設等事業基金及び森林環境譲与税基金からの繰入金が増額する一方、財政調整基金からの繰入金を1,130万7,000円減額し合わせて396万5,000円の減額、19款繰越金は、前年度繰越金の確定により302万5,000円の増額、20款諸収入は、公共施設の災害による保険金の受取見込みにより138万7,000円の増額、21款村債は、臨時財政対策債の確定により13万3,000円の増額で、歳入4,285万7,000円の増額となっております。

次に、歳出につきましては、本年度の職員数の確定及び人事異動に伴う人件費の組替えのほか、1款議会費において、議員の任期満了に伴い議員報酬及び手当等の増額により193万6,000円の増額、2款総務費において、アナログ規制に関する例規更新の洗い出し、公金振込手数料の有料化、コンビニ建設予定地における土地の賃借料などの増額により836万3,000円の増額、3款民生費において、児童手当法の改正に伴い児童手当の増額など640万6,000円の増額、4款衛生費において、職員人件費等の確定見込みにより983万4,000円の減額、6款農林水産業費において、森林環境譲与税事業等で増額する一方、農政及び林政における地域おこし協力隊の人件費を減額し520万6,000円の減額、7款商工費においては、観光施設の修繕費等で377万8,000円の増額、8款土木費において、村道修繕費や設計費で増額し495万円の増額、10款教育費においては、やまゆりセンター祭りの演歌特別鑑賞会事業や、地区公民館修繕費で増額し593万5,000円の増額、13款諸支出金においては、前年度決算における実質収支額の2分の1以上となる2,651万3,000円を財政調整基金に積み立て、歳出総額で4,285万7,000円を増額することが主な内容であります。第2条地方債補正は、臨時財政対策債の確定により13万3,000円の増額となります。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 続きまして、議案第46号 令和6年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,211万2,000円とするも

のであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1 款国民保険料569万3,000円の減額、8 款繰越金33万8,000の減額、9 款繰越金621万6,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1 款総務費18万5,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第47号 令和6年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,967万1,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1 款診療収入459万円の増額、3 款繰入金5万7,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1 款総務費3万3,000円の増額、2 款医療費450万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第48号 令和6年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,444万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,497万4,000円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1 款保険料10万円の増額、3 款国庫支出金5,000円の減額、4 款支払基金交付金2,000円の減額、5 款県支出金3,000円の減額、8 款繰越金1,435万1,000円を増額するものです。

歳出につきましては、5 款基金積立金932万1,000円の増額、6 款諸支出金512万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第49号 令和6年度道志村簡易水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

今回の補正は、県補償で実施する神地・川原畑給水区本管本設工事に伴う砂防指定地内工事許可申請書作成業務委託費やコンビニ建設に伴う本管布設工事費が主な補正内容となります。

第2条、業務の予定量の補正は、水道施設整備事業費の既決予算額1億2,192万5,000円に対し、コンビニ建設に伴う本管布設工事費3,762万円を増額、長幡第1給水区本管布設外工事及び神地浄水場整備工事を次年度以降の工事実施とし、予算額1,540万円を減額、合わせて2,222万円を補正し、水道施設整備事業費の総額を1億4,414万5,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正は、収入第1款、簡易水道事業収益は既決予算額6,970万9,000円に対し、営業外収益188万9,000円を増額し、簡易水道事業収益の総額を7,159万8,000円とするものでございます。

支出第1款、簡易水道事業費用は、既決予算額6,970万9,000円に対し営業費用188万9,000円を増額し、簡易水道事業費用の総額を7,159万8,000円とするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の補正は、収入第1款資本的収入は、既決予算額1億5,761万7,000円に対し、他会計繰入金2万円、企業債2,220万円、合わせて2,222万円を増額し資本的収入の総額を1億7,983万7,000円とするものでございます。

支出第1款、資本的支出は、既決予算額1億5,761万7,000円に対し、建設改良費2,222万円を増額し資本的支出の総額を1億7,983万7,000円とするものでございます。

第5条、企業債は、簡易水道事業債1,110万円、過疎対策事業債1,110万円、合わせて2,220万円を増額するものでございます。企業債の詳細につきましては表のとおりでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第50号 令和6年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第1回）について

ご説明いたします。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う手当の増額や公営企業会計のシステムレンタル料等の増額が主な補正内容となります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、収入第1款、下水道事業収益は既決の予算額1億2,065万1,000円に対し、営業外収益136万1,000円を増額し、下水道事業収益の総額を1億2,201万2,000円とするものでございます。

支出第1款、下水道事業費用は、既決予算額1億2,065万1,000円に対し、営業費用136万1,000円を増額し、下水道事業費用の総額を1億2,201万2,000円とするものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 以上6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、6案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号から議案第50号までの6案件を採決いたします。

お諮りいたします。

6案件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 令和6年度道志村一般会計補正予算（第3回）から議案第50号 令和6年度道志村浄化槽事業会計補正予算（第1回）、以上6案件は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第8、議案第51号 工事請負契約の締結について（大室橋耐震補強修繕工事）を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第51号 工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。

令和6年8月30日、指名競争入札に付した大室橋耐震補強修繕工事について、次のとおり請負契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、大室橋耐震補強修繕工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、5,302万円。

4、契約の相手方、山梨県南都留郡道志村8209番地、株式会社佐藤工業所代表取締役、佐藤順子。

提案理由ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条に基づき、議会の議決を経る必要があるため提出するものでございます。

以上が、議案第51号 工事請負契約の締結についての説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより本案件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 工事請負契約の締結について（大室橋耐震補強修繕工事）は原案のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤光栄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時20分）

令和 6 年 第 6 回 道 志 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 6 年 9 月 2 0 日（金曜日）午後 2 時開議

- 第 1 報告第 2 号 令和 5 年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 2 報告第 3 号 令和 5 年度株式会社どうしの経営状況の報告について
- 第 3 報告第 4 号 令和 6 年度道志村教育委員会の自己点検・評価報告書（令和 5 年度事業分）の提出について
- 第 4 議案第 4 3 号 道志村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 5 議案第 4 4 号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 認定第 1 号 令和 5 年度道志村一般会計決算の認定について
- 第 7 認定第 2 号 令和 5 年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 8 認定第 3 号 令和 5 年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第 9 認定第 4 号 令和 5 年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 1 0 認定第 5 号 令和 5 年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第 1 1 認定第 6 号 令和 5 年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第 1 2 認定第 7 号 令和 5 年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第 1 3 認定第 8 号 令和 5 年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 1 4 同意第 4 号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 5 請願第 1 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について
- 第 1 6 道志村選挙管理委員会委員の選挙
- 第 1 7 道志村選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 第 1 8 発議第 5 号 閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 発議第 6 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負

担制度拡充を図るための意見書の提出について

出席議員（１０名）

１番	山 口 栄 一 君	２番	佐 藤 進 君
３番	長 田 和 夫 君	４番	佐 藤 建 蔵 君
５番	半 田 博 敏 君	６番	佐 藤 広 一 君
７番	仲 井 義 晶 君	８番	佐 藤 真 澄 君
９番	杉 本 孝 正 君	１０番	佐 藤 光 栄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	半 田 昭 仁 君
総 務 課 長	菅 谷 克 士 君	住民健康課長	山 口 かおり 君
産業振興課長	山 口 俊 一 君	ふるさと振興課長	金 子 尚 章 君
教 育 課 長	山 口 登 美 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 勇 樹 君

◎開議の宣告

○議長（佐藤光栄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

（午後2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤光栄君） 本日の議事は配付してあります日程表第3号のとおりです。

（午後2時00分）

◎報告第2号から報告第4号の報告、説明

○議長（佐藤光栄君） 日程第1、報告第2号 令和5年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、日程第2、報告第3号 令和5年度株式会社どうしの経営状況の報告について、日程第3、報告第4号 令和6年度道志村教育委員会の自己点検・評価報告書（令和5年度事業分）について、村長及び教育長より報告がありました。
村当局より内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 報告第2号 令和5年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度道志村一般会計並びに特別会計及び企業会計の決算に伴う道志村健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見書をつけ、議会に報告するものであります。

令和5年度決算に基づく道志村健全化判断比率、資金不足比率について報告いたします。
実質赤字比率については、令和5年度一般会計が黒字決算ですので、算定されません。連結実質赤字比率については、令和5年度全会計黒字決算ですので、同じく算定されません。実質公債費比率については、公債費による財政負担の度合いを示す指標になりますが、令和5年度決算では9.6%となり、早期健全化基準の25%を下回っています。将来負担比率については、令和5年度決算時で将来負担額が標準財政規模を下回っているため、算定されません。

資金不足比率については、公営企業会計の簡易水道事業、浄化槽事業の2つの特別会計において、令和5年度は黒字決算ですので算定されません。

いずれの指標におきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回る数値であり、監査委員の意見書においても、健全な運営とのご意見をいただきました。

今後とも、さらなる財政健全化に向けて、努めてまいります。

報告は以上です。

続きまして、報告第3号 令和5年度株式会社どうしの経営状況の報告について、ご説明させていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度株式会社どうし第14期、令和5年4月1日から令和6年3月31日の経営状況を報告するものです。

株式会社どうしは、道志村交流促進施設・道の駅どうし、道志の湯、道志村特産品加工施設・豆腐加工施設、道志村水稻育苗センターの4施設の指定管理者として村と協定を締結しております。

第14期決算は、売上高2億7,719万円、売上原価1億7,026万8,000円、差引き売上総利益1億692万2,000円です。販売費及び一般管理費が1億2,745万4,000円で、営業利益損失は2,053万2,000円の営業損失となっています。

一方、村からの道志の湯運営人件費補助金2,100万円があり、それらを含めた営業外収益が2,116万7,000円、営業外費用48万9,000円となっており、経常利益損失は23万3,000円の経常利益で、各税金を差し引き、当期純利益損失は14万5,000円の利益となっています。

繰越利益剰余金は、当期首残高が35万4,000円、当期変動額が7万4,000円で、差引き当期末残高は42万8,000円となっています。

なお、詳細につきましては、株式会社どうし決算状況のとおりです。

報告は以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 教育課長、山口登美君。

○教育課長（山口登美君） 報告第4号 令和6年度道志村教育委員会の自己点検・評価報告書（令和5年度事業分）の提出について、ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会においてその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果

に関する報告書を作成したので、議会に提出するものです。

令和5年度における教育委員会の活動、教育委員会が管理、執行する事務、教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務の3項目を対象として、自己点検、評価を行いました。

教育委員会の活動につきましては、教育委員会会議を月1回開催し、議案24件、報告56件について慎重に審議を行いました。また、総合教育会議では令和6年度における学校教育及び社会教育の方針や課題について、首長と協議を行い、連携強化を図りました。その他、学校訪問や学校行事、社会教育事業を通して、現状を把握するとともに研修会や会議に参加し、自己研さんを図りました。

次に、教育委員会が管理、執行する事務につきましては、道志村教育大綱に基づいて基本方針や予算編成の方向性を定め、教育行政を推進しました。学校教育については村単教員の配置により、きめ細かな教育を行うことで児童生徒の着実な学力向上と豊かな心の育成を図りました。文化財については、既に指定している文化財の保存と伝承に努めてきたところです。

続いて、教育委員会が管理、執行を教育長に委任する事務につきましては、道志村教育大綱にある小規模校の特色を生かし、確かな学力の定着を図ることを基本方針として、ICT機器等、学習環境の整備を行いました。

学校教育については、新たな取組として自由進度学習を導入し、児童生徒の自主的な学習を促しながら、学力の定着と探求心の醸成に努めました。

また、外国語教育については、幼少期から英語をより身近に感じ、日常的にコミュニケーションを取ることを目的に保育所の段階からALTと過ごす時間を確保するとともに、小中学校では英語以外の授業や休み時間でもALTと接する機会をつくり、英語に慣れ親しむ環境を整え、着実に成果を上げています。

スクールバスの有効活用については、登下校や校外学習、部活動等で活用し、安全な運行を行いました。今後においては児童生徒数の推移により運行計画等を見直すなど、検討を行う必要があります。

学校給食については、子育て支援の一環として保護者の経済的負担を軽減するため、給食費無償化を実施し、安心・安全な栄養価の高い給食の提供を行うことができました。

社会教育、社会体育事業については、様々な事業を実施しており、村民の参加が得られていましたが、一部事業においてマンネリ化が指摘されていることから、内容を検討する必要があります。

屋内プール運営事業については、機器の故障が発生したことに加え、施設の維持管理費の増加等を踏まえ、やむを得ず休止の判断を行いました。今後の施設管理に関して検討していく必要があります。

全体としては、いずれの事業においてもおおむね計画どおり事業が執行されていますが、課題については改善しながら、施策の推進に取り組んでまいります。

教育行政は子供たちを育成する重要な役割を担っており、社会で生き抜く力を養うために積極的な支援を行っていく必要があります。また、村民が生きがいを持ち、輝ける場を提供することで村の活性化につながることから、各種団体、学校等と連携し、地域全体として教育力の向上を目指すよう、なお一層の努力を図ってまいります。

報告は以上です。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第4、議案第43号 道志村過疎地域持続的発展計画の変更について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、議案第43号 道志村過疎地域持続的発展計画の変更について、ご説明申し上げます。

道志村過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用する第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容については、持続的発展施策区分2の産業の振興、（1）基盤整備において、林道御正体線舗装改良工事を追加、（5）地場産業振興に資する施策、流通販売施設において買物環境整備施設コンビニエンスストア整備として小売店設計費、小売店建設造成費を追加、

（10）過疎地域持続的発展特別事業その他において、小売店運営補助金、移動販売事業補助金を追加、持続的発展施策区分6の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進、（8）過疎地域持続的発展特別事業、児童福祉において、乳幼児におむつ、ミルクを支給する乳幼児育児支援金、在宅保育を支援する在宅保育支援金をそれぞれ追加、高齢者、障害者福祉において、高齢者外出支援事業を追加、持続的発展施策12、その他地域の持続的

発展に関し、必要な事項において不妊治療助成事業及び不育症治療費助成事業を追加するものです。

詳細については、過疎対策事業計画の抜粋及び道志村過疎地域持続的発展計画の変更理由のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号について採決いたします。

お諮りします。

議案第43号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 道志村過疎地域持続的発展計画の変更については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第5、議案第44号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第44号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

条例改正の主な内容につきましては、条例第26条の徴収猶予期間について、地方税法の内容に合わせ、ただし書の文言を追加する改正を行い、マイナ保険証の導入に伴い、令和6年12月2日に健康保険の被保険者証が廃止されることから条例第29条の国民健康保険法に基づく罰則規定のうち、被保険者証の返還に応じない部分を削る改正を行うものです。

なお、附則において、第1条で令和6年12月2日から施行すると定め、第2条及び第3条で経過措置について定めております。

以上が道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号について採決いたします。

お諮りします。

議案第44号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定いたしました。

◎認定第1号から認定第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第6、認定第1号 令和5年度道志村一般会計決算の認定についてから、日程第13、認定第8号 令和5年度道志村後期高齢者医療特別決算の認定についての8案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 認定第1号 令和5年度道志村一般会計決算の認定について、ご説明いたします。

本案は、地方自治法第233条の規定に基づき、令和5年度道志村一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算内容につきましては、歳入総額29億2,112万1,000円、前年度決算比7.9%の増、歳出総額28億4,777万6,000円、前年度決算比10.4%の増であり、歳入歳出差引額は7,334万5,000円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、5,302万5,000円の黒字決算であります。

歳入における自主財源比率は29%で、依存財源比率が71.0%となり、依存体質は続いています。主な歳入状況は、対前年度比で村税0.6%の増、地方消費税交付金が2.7%の減、地方交付税は前年度と同等で推移、使用料及び手数料で44.7%の増、国庫支出金15.5%の減、県支出金2.6%の増、寄附金5.7%の増、繰入金88.6%の増、繰越金3.7%の増、諸収入21.8%の減、村債22.3%の増となっており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫補助金で減額する一方、役場新庁舎建設に係る寄附金のほか、公共施設整備等事業基金や役場庁舎建設基金、道の駅どうし使用料で増額があり、全体で7.9%の増額となっております。

これまで以上に財源確保に努めるとともに、限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう配慮し、各種基金からの繰入金やふるさと納税を活用し、各種事業の財源としました。

次に、歳出における目的別歳出状況は、対前年度比で議会費3.6%、総務費38.4%、民生費1.3%、衛生費22.7%の増、農林水産業費24.0%の減、商工費48.1%の増、土木費2.1%、消防費2.9%の減、教育費16.1%の増、災害復旧費は皆減、公債費0.1%の減、諸支出金3.1%の増となっており、全体で10.4%の増となっております。

目的別の歳出状況の主な増減は、総務費で、役場庁舎建設に伴う工事費、委託費、備品購入費等のほか、価格高騰緊急支援給付金事業で増、衛生費で、道志村省エネルギー家電購入促進事業及び簡易水道事業への繰出金で増、農林水産業費で、県営農村地域防災減災事業費及び小規模治山事業で減、商工費で、道志村観光施設等事業基金への積立金及び道志の湯運営費補助金で増、土木費で、竹之本地区法面整備事業、若者定住促進住宅整備事業等で減、消防費で、防災行政無線操作卓更新工事で増額する一方、広域常備消防事務委託費等で減額

して減、教育費で、高等学校等就学助成事業費及び令和のやまなし教育活動モデル推進事業で増、災害復旧費は、前年度に執行した林道災害復旧事業により皆減、諸支出金は、道志村財政調整基金等への積立金で増となっております。

事業の実施に当たりましては、国からの交付金等や有利な起債を最大限に活用するとともに、ふるさと納税を財源とした事業を優先的に予算計上していくなど、財政負担を極力軽減した事業実施を心がけ、財政の健全化に配慮した決算となっております。

詳細につきましては、令和5年度決算書、決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 認定第2号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は2億5,128万8,383円、歳出総額は2億4,507万1,188円、歳入歳出差引残額は621万7,195円であります。

主な歳入内容について、ご説明いたします。

1 款国民健康保険料4,732万3,500円、6 款県支出金1億6,569万771円、8 款繰入金3,128万7,558円、9 款繰越金678万1,454円になります。

次に、主な歳出内容について、ご説明いたします。

1 款総務費1,925万5,206円、2 款保険給付費1億2,508万3,771円、3 款国民健康保険事業費納付金6,276万9,801円、5 款保健事業費170万3,410円、7 款諸支出金3,625万9,000円になります。

なお、詳細につきましては、令和5年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

次に、認定第3号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は、1億3,826万9,282円、歳出総額は、1億3,826万9,282円、歳入歳出差引残額は、ゼロ円であります。

主な歳入内容について、ご説明いたします。

1 款診療収入5,034万2,207円、3 款繰入金5,329万2,916円、4 款繰越金87万1,000円、5

款諸収入150万3,619円、7款村債3,210万円になります。

次に、主な歳出内容について、ご説明いたします。

1款総務費7,175万7,618円、2款医業費3,203万2,673円、3款施設整備費3,098万8,144円、4款公債費349万847円になります。

なお、詳細につきましては、令和5年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほどよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、認定第4号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は1億5,861万3,812円、歳出総額は1億5,843万9,812円、歳入歳出差引残額は17万4,000円でございます。

主な歳入の内容について、ご説明いたします。

1款分担金及び負担金29万7,000円、2款使用料及び手数料636万3,560円、3款国庫支出金2,518万6,000円、4款県支出金330万円、5款繰入金5,954万1,252円、6款繰越金22万6,000円、8款村債6,370万円でございます。

次に、主な歳出の内容について、ご説明いたします。

1款簡易水道事業費の営業費1億2,163万7,687円、2款公債費3,680万2,125円でございます。

なお、詳細につきましては、令和5年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほどよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 認定第5号 令和5年度道志村介護保険特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は2億1,736万5,878円、歳出総額は2億41万4,766円、歳入歳出差引残額は1,695万1,112円であります。

主な歳入内容について、ご説明いたします。

1 款保険料5,031万7,500円、3 款国庫支出金3,884万3,639円、4 款支払基金交付金4,959万6,000円、5 款県支出金2,917万2,947円、6 款繰入金3,364万602円、8 款繰越金1,579万2,290円であります。

次に、主な歳出内容につぎまして、ご説明いたします。

1 款総務費577万7,101円、2 款保険給付費 1 億6,893万7,686円、4 款地域支援事業費979万2,487円、5 款基金積立金957万3,864円、6 款諸支出金633万3,628円であります。

なお、詳細につきましては、令和 5 年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

次に、認定第 6 号 令和 5 年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は60万9,400円、歳出総額は60万9,400円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

主な歳入内容について、ご説明いたします。

1 款介護サービス事業収入15万7,140円、2 款繰入金45万2,260円であります。

次に、主な歳出内容について、ご説明いたします。

1 款総務費60万9,400円であります。

なお、詳細につきましては、令和 5 年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、認定第 7 号 令和 5 年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は 1 億6,961万7,201円、歳出総額は 1 億6,951万7,201円、歳入歳出差引残額は10万円であります。

主な歳入の内容についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金37万4,000円、2 款使用料及び手数料1,500万180円、5 款繰入金7,220万721円、6 款繰越金10万円、7 款諸収入 4 万2,300円、8 款村債8,190万円であります。

次に、主な歳出の内容について、ご説明いたします。

1 款浄化槽事業費の営業費4,778万3,102円、同じく浄化槽事業費の建設費9,502万7,900円、2 款公債費2,670万6,199円であります。

なお、詳細につきましては、令和５年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほどよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 認定第８号 令和５年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は4,795万8,437円、歳出総額は、4,795万8,437円、歳入歳出差引残額は、ゼロ円であります。

主な歳入内容につきまして、ご説明いたします。

１ 款後期高齢者医療保険料2,422万3,280円、２ 款広域連合支出金41万円、６ 款繰入金2,319万5,107円であります。

次に主な歳出内容について、ご説明いたします。

１ 款総務費124万3,347円、２ 款後期高齢者医療負担金4,575万8,135円、３ 款保健事業費95万4,905円であります。

なお、詳細につきましては、令和５年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 以上、８案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、８案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより認定第１号から認定第８号について採決いたします。

お諮りします。

認定第１号から認定第８号までの８案件について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和5年度道志村一般会計決算の認定についてから、認定第8号 令和5年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、以上8案件は原案のとおり認定することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第14、同意第4号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 同意第4号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。次の者を道志村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村7612番地、氏名、山口章、生年月日、昭和28年3月11日。

提案理由につきましては、教育委員会委員である村田幸家氏は、令和6年9月30日に任期満了となるため、新たに山口章氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りします。

同意第4号について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤光栄君） 日程第15、請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会に付託しましたので、審査の結果について、委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤建蔵君） 報告いたします。

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るため、請願書が8月28日、南都留地区PTA協議会ほか3団体より提出されました。総務文教委員会に付託された件についての報告であります。

令和6年9月11日に委員会を招集し、審議いたしました。本請願書は令和4年、令和5年にも提出されており、いずれも議会で採択し、意見書を提出しております。このことから、採択された請願について、議会はその実現について最善の努力をすべき、政治的、道義的責任を担うという考えに基づき採決したところ、採択4名、不採択とするゼロ名となったことから、請願書については採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長からの報告といたします。

以上です。

○議長（佐藤光栄君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

お諮りします。

請願第1号について委員長報告とおりの採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について原案のとおり採択することに決定しました。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午後2時46分）

○議長（佐藤光栄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時49分）

◎日程の追加

○議長（佐藤光栄君） お諮りします。

先ほど会議規則第14条の規定に基づき、山口栄一議員より加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第1について、先に審議することに決定いたしました。

◎発議第6号の上程、説明、採決

○議長（佐藤光栄君） 追加日程第1、発議第6号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番議員、山口栄一君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 1番、山口栄一君。

〔1番 山口栄一君 登壇〕

○1番（山口栄一君） 発議第6号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について。

上記意見書を道志村議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年9月20日、道志村議会議長、佐藤光栄殿。道志村議会議員、山口栄一。

提案理由。

計画的な教職員定数改善を推進し、豊かな学びや学校の働き方改善を実施するため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国による教育予算の拡充と豊かな教育環境を整備する必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

意見書につきましては、お手元に配付した議案書のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤光栄君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については討論及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号は討論、委員会付託を省略することに決定しました。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りします。

発議第6号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について、原案のとおり決定し、追って意見書を関係機関に送付いたします。

◎道志村選挙管理委員会委員の選挙

○議長（佐藤光栄君） 日程第16 道志村選挙管理委員会委員の選挙を行います。

道志村選挙管理委員会委員は、令和6年10月24日をもって任期満了となりますので、地方自治法第182条第1項の規定により選挙を行うものです。

お諮りします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ここで、議事の都合により暫時休憩します。

(午後2時54分)

○議長（佐藤光栄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時55分)

◎道志村選挙管理委員会委員の指名

○議長（佐藤光栄君） 道志村選挙管理委員会委員を指名します。

住所、山梨県南都留郡道志村10548番地、氏名、池谷友宏、生年月日、昭和29年10月10日。

住所、山梨県南都留郡道志村8498番地の1、氏名、佐藤恒夫、生年月日、昭和30年5月15日。

住所、山梨県南都留郡道志村7190番地、氏名、杉本明美、生年月日、昭和32年9月10日。

住所、山梨県南都留郡道志村1666番地、氏名、佐藤高正、生年月日、昭和24年7月24日。

ただいま、指名した4名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した4名が選挙管理委員会委員に当選されました。

◎道志村選挙管理委員会委員補充員の選挙

○議長（佐藤光栄君） 日程第17、道志村選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

道志村選挙管理委員会委員補充員は、令和6年10月24日をもって任期満了となりますので、地方自治法第182条第1項の規定により選挙を行うものです。

お諮りします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ここで、議事の都合により暫時休憩します。

（午後2時58分）

○議長（佐藤光栄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時00分）

◎道志村選挙管理委員会委員補充員の指名

○議長（佐藤光栄君） 道志村選挙管理委員会委員補充員を指名します。

住所、山梨県南都留郡道志村12244番地、氏名、池谷一弘、生年月日、昭和37年12月5日。

住所、山梨県南都留郡道志村9343番地、氏名、出羽達彦、生年月日、昭和33年1月13日。

住所、山梨県南都留郡道志村4940番地の1、氏名、金子美治、生年月日、昭和31年1月12日。

住所、山梨県南都留郡道志村3318番地、氏名、佐藤昭雄、生年月日、昭和33年2月7日。

ただいま指名した4名を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した4名が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、補充員の順位については指名推薦であったため、地方自治法第182条第1項第2号の規定により定めることとなっておりますので、申し添えます。

◎閉会中の継続調査について

○議長（佐藤光栄君） 日程第18、発議第5号 閉会中の継続調査について議題といたします。

本件はお手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から閉会中の所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに決定しました。

以上で議事は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（佐藤光栄君） ここで、閉会に当たり、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（佐藤光栄君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和6年第6回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、9月10日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、令和5年度道志村一般会計ほか7つの特別会計の決算の認定や令和5年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告、道志村教育委員会の委員の任命など、提案いたしました22の案件をお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、全員協議会では、村の様々な課題について、多岐にわたり熱心にご審議いただき、大変貴重なご意見をいただくことができました。観光施設や村営住宅などの公共施設整備についてのご意見や森林整備の推進における財源確保のご提案など、大変参考となるものでございました。

また、新庁舎における議場については、現状での利用をお認めいただいたところであり、今後とも創意工夫をしながら取り組んでまいりますので、引き続きご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、少子化を含めた人口減少対策及び地方創生の強力な推進について、国に政策を統括、

推進する組織を設置し、対策の強化を図っていくことを要望しているところであります。特に、子ども・子育て政策については、全国一律の施策をさらに強化するよう求めると同時に、地方の実情に応じて行うきめ細かな施策に必要な財源について、長期的、安定的に確保できるよう求めてまいります。

本村においては、本年度より全国でもトップレベルといえる子育て施策を道志村子育てパッケージとして取りまとめ、既存事業に加え、新たな事業を創出し、若者が安心して結婚・出産・子育てができるよう、村独自にきめ細かく支援しております。

また、住民の皆様から長年ご意見をいただいていた買物環境の整備については、全国的にも数少ない公設民営型のコンビニ整備を進め、道の駅どうしが実施している移動販売とともに、村民の皆様の暮らし向上に取り組んでおります。

防災面を見ると、8月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されたほか、台風10号の接近など、住民の皆様の防災意識は確実に向上しているものと思っております。村でも早めの避難所開設を心がけているほか、家庭用ポータブル発電機等の購入を補助する事業を今年度に創出するなど、災害への備えに取り組んでおります。

さらに、既に着工されている国道や県道の強靱化事業のほか、新道坂トンネルの事業化実現など、村の交通インフラ整備について引き続き国や県に強く要望し、村民の皆様の安心・安全の確保のためにこれまで以上に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、まだ日中は暑い日が続いておりますが、朝晩吹く風も心地よく、過ごしやすい季節となつてまいりました。議員の皆様におかれましては、健康に留意され、ますますのご活躍をいただきますよう祈念申し上げまして、令和6年第6回道志村議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（佐藤光栄君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤光栄君） これをもって令和6年第6回道志村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 9 分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
